

NET NEWS

石井啓一 ネットワークニュース

平和回復と物価高・コロナ禍の克服

新

春おめでとうございます。

昨年は、参議院選挙と年末の茨城県会選挙をはじめとする各地の統一外選挙で勝利させて頂きました。ご支援頂いた皆様に心から御礼申し上げます。また、昨年は、ロシアのウクライナ侵略、安倍元総理への銃撃など衝撃的な事件が起きました。今年も、ウクライナの平和回復と、物価高やコロナ禍の克服を期してまいります。

まず、第2次補正予算に盛り込んだ物価高騰対策が実行されます。ガソリン等の燃油高騰対策は、本年9月末まで当面続けます。また、電気料金、都市ガス料金の引き下げを実行します。併せて補正予算には、子

育て支援として妊娠・出産期の伴走型相談支援と10万円相当の経済的支援を盛り込みました。今後、令和5年度以降も継続して実施します。

新型コロナウイルス感染症は、重症化率、死亡率の低下と、国産飲み薬の実用化によりウイズコロナの新たな段階に近づいてきました。当面は、ワクチン接種の促進と基礎的な感染予防に万全を期し、医療提供体制の確保と共に、社会経済活動の回復を進めます。

また、安倍元総理への銃撃事件を契機に、旧統一教会の高額献金などの問題がクローズアップされ、昨秋の臨時国会では、法人等の寄付に当た

り不当な勧誘を防止する新法が制定されました。悪質な勧誘行為を禁止し、借り入れや自宅・事業用資産の売却による寄付資金の調達要求が禁

止されます。これらに違反した場合、勸告・命令の対象になり、命令違反は罰則の対象になります。政府には、厳正な執行を期待します。

さらに、我が国周辺の安全保障環境が厳しさを増す中で、昨年末に新たな安全保障戦略が閣議決定されました。我が国に飛来するミサイルを全て迎撃することが難しくなってきたことから、反撃能力を保有します。ただし、憲法9条の専守防衛の範囲内で、日本に対する武力攻撃が開始された時、止むを得ない必要最小限の自衛措置として実施されま

す。国際法で禁止されている先制攻撃は許されません。

GX(グリーン・トランスフォーメーション)実行会議の案もまとまりました。エネルギーの安定提供と、脱炭素化実現のために、再生可能エネルギーを主力電源化し、原子力発電は安全性の確保を大前提にして抑制的に活用します。「原発に依存しない社会を目指す」との党の方針は変わりません。

本年は、党のネットワークの基盤を築く統一地方選挙が行われます。ご指導ご支援の程、宜しくお願い申し上げます。

公明党幹事長

衆議院議員 石井啓一



公明党

KOMIITO

KOMIITO

公明党

衆議院は10月6日の本会議で、岸田文雄首相の所信表明演説に対する各党代表質問を行い、公明党を代表して石井啓一が質問に立った。

石井啓一は、コロナ禍の中、原油高や電気・ガス料金の高騰、急激な円安が国民生活をはじめ、中小企業・小規模事業者、農林水産業など幅広い分野に深刻な影響を及ぼしていると指摘。「感染症対策と社会経済活動の両立を図り、日本経済を再興することが重要だ」と強調し、新型コロナウイルス対策を一段と加速させるとともに、物価高対策など経済対策を迅速に実施するよう強く訴えた。



物価高・経済対策について石井啓一は、物価高への政府の追加策について、迅速で効果的な実行が必要だと力説。その上で、観光・飲食業の需要喚起策について、全国旅行支援などに加え、飲食店の需要喚起策を全国で強力に実施するよう訴えた。



岸田首相は「旅行、宿泊商品の割引だけでなく、飲食店など地域で利用できるクーポンの内容を充実させ、宿泊、旅行業のみならず飲食業なども含めて幅広い需要喚起を図る」と応じた。

さらに石井啓一は、コロナ禍で苦しむ中小企業への実質無利子・無担保の融資についての返済支援を要請。

岸田首相は「コロナ融資の返済本格化に向け、借換保証の創設を検討する」と答えた。

新型コロナウイルス対策について石井啓一は、コロナ「第8波」に備えて、オミクロン株対応ワクチンが円滑・迅速に接種できるように、接種を担う自治体への最大限の支援と適切な情報提供を求めた。また、

検査・医療提供体制の強化や国産飲み薬の実用化、インフルエンザとの同時流行への備えも要請。

岸田首相は、国産飲み薬の実用化に関して、「第3相試験（最終段階の治験）で良好な結果が得られた。詳細データの提出を受け、速やかに審査を進める」と応じた。また、インフルエンザと新型コロナウイルスが同時流行した場合の備えは重要とし、「ワクチンによる予防のほか、治療薬の確保や外来等の保健医療体制の確保も進め万全を期していく」と述べた。

子育て・教育について石井啓一は、妊娠期から0・2歳までの切れ目ない支援を優先的に充実するべきだと提案。給付型奨学金の拡充や奨学金を柔軟に返還できる仕組みを巡っては、年取基準を含めた制度のあり方の検討を要請した。

岸田首相は、「子供の年齢に応じた切れ目ない支援強化のあり方について検討する」また、「年取基準も含め、早急に制度設計を進め、学生等への経済的支援の充実を進める」と答えた。

石井啓一は、現役世代が減少し高齢者人口がピークを迎える「2040年問題」について、政府として具体的な対策を明示するよう強く求めた。

岸田首相は「持続可能な社会保障制度を構築することは極めて重要だ」と

述べ、増加する医療費について、能力に応じてすべての世代で公平に支えあう仕組みを強化するとともに、国民目線で少子化対策や医療・介護制度改革を進める考えを示した。

また石井啓一は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も、通常予算とは別枠で対策を継続すべきだと訴えた。

岸田首相は、国土強靱化のための新たな基本計画を策定する考えを表明。齊藤鉄夫国土交通相（公明党）は、「中長期的かつ明確な見通しの下、計画的に進めることが必要であり、5か年加速化対策後も継続的、安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要」と述べた。

防衛力の強化について石井啓一は、「国家安全保障戦略」など防衛3文書の改定に向けて、党として国民の理解が得られるよう議論を進めていく考えを強調。その上で、防衛費については「始めから規模ありきではなく、真に必要な予算を総合的な観点で組み上げてもらいたい」と要請した。

岸田首相は、「必要となる防衛力の内容の検討、予算規模の把握、財源の確保これらを一体的に進め、その過程で、国民に丁寧に説明し、理解を得ていく」と応じた。



茨城県議選応援
(12月3日 茨城県つくば市)



所信表明演説に対する代表質問
(10月6日 衆議院本会議場)

公明党幹事長
石井啓一の軌跡
令和4年8月～令和4年12月

現場視察・会議出席等



政府・与党連絡会議
(11月7日 首相官邸)



丘珠空港を視察
(10月8日 北海道札幌市)



自公党首会談に同席
(8月10日 首相官邸)



与野党6党の幹事長・書記局長会談
(11月24日 国会内)



新型コロナウイルス対策について官房長官に申入れ
(10月12日 首相官邸)



新型コロナウイルス感染症対策本部
(8月24日 衆議院第二議員会館)



外交安全保障に関する与党協議会
(12月7日 国会内)



グリーンスローモビリティを視察
(10月22日 千葉県千葉市)



第14回公明党全国大会
(9月25日 東京都千代田区)



政府・与党政策懇談会
(12月8日 首相官邸)



茨城県本部政策要望懇談会
(11月5日 茨城県水戸市)



総合経済対策に関して総理に申入れ
(9月28日 首相官邸)

茨城県議会議員選挙 公明4氏 全員当選 完勝果たす

今春の統一地方選の前哨戦として各党がしのぎを削った茨城県議選は12月11日に投開票され、かつてない大激戦の中、公明党の4氏が全員当選を果たした（土浦市選挙区の八島功男は無投票当選）。

県内屈指の激戦区となった、つくば市選挙区（定数5）は、最終盤の執念の追い上げで、新人の山本美和（53）が1万1355票を獲得、2位で逆転勝利を果たした。

日立市選挙区（定数4）は、現職の村本修司（55）が1万1737票でトップ当選。

水戸市・城里町選挙区（定数6）は、現職の高崎進（61）が1万2610票を獲得し、2位で乱戦を制した。

氏名	選挙区	得票数	得票率	順位/定数
山本 美和	つくば市	11,355	15.79%	2/5
村本 修司	日立市	11,737	21.72%	1/4
高崎 進	水戸市・城里町	12,610	13.84%	2/6
八島 功男	土浦市	無投票当選		

被害防止・救済法（新法）の概要

- 正式名称は「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律」。
- 法律の柱は、法人などを対象に、靈感を用いて不安をあおり個人を困惑させる**不当な寄付勧誘**のほか、**借金**や**住居**の売却、**田畑**や**工場**といった**事業用資産の処分による寄付金調達**の要求などを**禁止**すること。
- 被害者救済の観点から、寄付の取り消し権を行使できる期間は、**寄付の意思表示から5年間（灵感を用いた場合は10年間）**可能とした。
- 国は禁止行為の停止を勧告・命令でき、命令違反には罰則として**1年以下の拘禁刑**か**100万円以下の罰金**が科される。
- 勧誘の際の禁止行為（例：退去の求めに応じない・勧誘を受ける人を退去させない）を明確に定めたことにより、悪質な寄付行為を行う団体を取り締まることができ、**違反すれば罰則を適用**できる。
- 「個人の自由な意思を抑圧しない」などの配慮義務も規定。配慮義務を怠ったケースで、裁判所が違反と認めた場合などには**勧告**や**団体名の公表**ができるとしており、不当な勧誘の抑止効果が期待される。
- 被害者の子や配偶者の救済**については、民法の規定である「債権者代位権」の特例を導入し、**親など**

に代わって将来分も含めた養育費・生活費などの範囲内で**寄付を取り戻せる**ようにした。

新法制定と現行法(消費者契約法、国民生活センター法)を改正

被害救済	● 困惑させる行為を禁止し、不当勧誘の寄付は取り消せる
	● 子どもや配偶者が本人に代わって寄付を一部取り戻せる
	● 取り消し権の行使期間は意思表示から最長10年
	● 法テラスの強化など必要な支援、相談体制を充実
再発防止	● 裁判外紛争解決手続き（ADR）の迅速化
	● 借金や自宅売却、事業用資産処分による資金調達要求禁止
	● 寄付の勧誘を行う際の法人への配慮義務として ①自由意思の抑圧 ②個人や家族の生活 ③寄付の用途誤認を規定。義務を怠った場合、勧告や団体名を公表
罰則	● 国民生活センターの役割を強化し、再発防止に必要な場合は事業者名を公表
	● 教材開発や出前講座など消費者教育を充実
	● 禁止行為を繰り返す恐れのある法人に勧告や措置命令 ● 虚偽報告に「50万円以下の罰金」、 命令違反に「1年以下の拘禁刑・100万円以下の罰金」